

労働基準広報 2017 No.1912

1/21

CONTENTS

特別企画 「業務改善助成金」の拡充について ————— 6

事業場内最低賃金が1000円未満の 事業場まで対象を拡大

～30円以上の引上げの助成コースを追加し助成率と上限額も引上げ～

厚生労働省は、中小企業が生産性向上のために設備投資などを行い、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合に、その設備投資などに要した費用の一部を助成する「業務改善助成金」を拡充した。今回の拡充では、支給対象となる「事業場内最低賃金」が「800円未満」の事業場から「1000円未満」の事業場に拡充されたため、これまで同助成金の対象外となっていた東京、愛知、大阪など7都府県も対象となり、全国47都道府県が対象となった。また、助成率と上限額の引上げも行なわれている。
(厚生労働省労働基準局賃金課)

●裁判例から学ぶ予防法務〈第26回〉 ————— 10

国立精神・神経医療研究センターほか事件
(東京地裁 平成28年2月22日判決)

新業績評価方法等の適否と損害賠償請求

新評価制度導入にあわせ過程や経緯 などが従業員に分かる仕組みが必要

新人事評価制度などを導入する際には、裁量権の逸脱・濫用が問題となる。従業員の不満解消の観点から「評価の過程や目標設定の経緯がどのように反映されたか」等について、被評価者(従業員)に分かる仕組みが必要だろう。

(弁護士・井澤慎次)

●新実務シリーズ／

人事異動の法律ルールと実務Q & A ⑳ — 28

<外国人労働者の日本国内事業所への転勤、出向等①>

不法就労外国人を雇用すると使用者 も出入国管理法の不法就労助長罪に

(労務コンサルタント・布施直春)

●NEWS ————— 1

(雇用保険制度見直しに関して労政審の部会が報告書)一定の特定受給資格者の給付日数を拡充／(厚労省・電話相談の結果まとめる)長時間・過重労働に関する相談が488件で最多／(第192回臨時国会が閉会)労働基準法等改正案は審議入りせず継続審議扱い／ほか

●知っておくべき職場のルール ————— 24

<第56回>「労災保険給付②」

休業(補償)給付では給付基礎 日額の60%が支給される

(編集部)

本誌読者アンケート — 27 ●連載 労働スクラ

ンブル⑭(労働評論家・飯田康夫) — 42 ●労務資

料 平成27年労働安全衛生調査(実態調査)結果

②～労働者調査～ — 44 ●わたしの監督雑感 北

海道・小樽労働基準監督署長 八反田健 — 54 ●今

月の資料室 — 56

労務相談室

回答者

雇用保険法 [法改正で雇用保険適用になった67歳の者] 保険料免除だが給付は — 48 特定社労士・三戸礼子

労働基準法 [三六協定での使用者側の締結当事者] パートの園長でよいか — 50 弁護士・山口毅

労働基準法 [年少者を深夜労働や長時間使用した場合] どのような罰則あるか — 52 弁護士・小川和晃

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内